

大阪府地域生活推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域生活推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、大阪府内で障がい者の地域生活の継続及び障がい者支援施設からの地域移行（以下「地域生活推進」という。）に取り組む法人等に対して、予算の範囲内で、障がい者本人やその家族、また、障がい者支援施設や共同生活援助事業所等に向けた地域生活推進の意識醸成を図る普及啓発や実践的な取り組みへの補助を行うことにより、府内における障がい者の地域生活についてさらなる推進を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、法人格を有し、重度障がい者の専門的支援に精通し、かつ大阪府内で地域生活の推進に寄与する活動等を行っている営利を目的としない事業者や団体等（以下「非営利団体」という）とする。

2 前項の対象となる非営利団体またはその役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- (3) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- (4) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第2欄に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の定めるところにより、別表第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 「大阪府地域生活推進事業」事業計画書（様式第2号）

- (2) 大阪府地域生活推進事業収支予算書（抄本）
- (3) 要件確認申立書（様式第3号）
- (4) 暴力団等審査情報（様式第4号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助金交付申請書は、知事が指定する期日までに提出しなければならない。

4 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者や団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、規則第2条第2号に掲げるイからハのいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

（補助金の変更申請等）

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、補助事業者の定款、経理規定等財務に関する諸規定に従って、適正に手続きを行うこと。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管すること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く）の提供を受けないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具、ソフトウェア等については、大阪府社会福祉施設等財産処分要綱第2条に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を府に納入すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しな

ればならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第8号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第12条の規定による知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 収支決算書

イ 補助対象経費支出を証明する領収書等の写し

ウ 事業実施の成果物等その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(報告及び立入調査)

第13条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、報告させ、又は事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

(1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を遵守しなかったとき

(2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき

(3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

(4) 虚偽の申請その他不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表

大阪府地域生活推進事業費補助金交付基準表

1 補助事業名	2 補助対象経費	3 補助率
大阪府地域生活推進事業	補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費 報酬、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10

大阪府知事 様

住 所
法 人 名
代 表 者

大阪府地域生活推進事業費補助金交付申請書

年度大阪府地域生活推進事業費補助金を次のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条第1項の規定により申請します。

- | | | | | |
|---|-------------------------------|-------------|-------|---|
| 1 | 補助事業の目的及び内容 | 事業計画書のとおり | | |
| 2 | 補助事業の経費の配分 | 予算書（抄本）のとおり | | |
| 3 | 補助事業の経費の使用方法 | | | |
| 4 | 補助事業の完了予定年月日 | | 年 月 日 | |
| 5 | 補助事業の遂行に関する計画 | | | |
| 6 | 交付を受けようとする補助金の額 | 金 | | 円 |
| 7 | 補助金以外の経費負担 | | | |
| | (1) 負担者 | | | |
| | (2) 負担額 | 金 | | 円 |
| | (3) 負担方法 | | | |
| 8 | 補助事業の効果 | | | |
| 9 | 提出書類 | | | |
| | (1) 「大阪府地域生活推進事業」事業計画書（様式第2号） | | | |
| | (2) 大阪府地域生活推進事業収支予算書（抄本） | | | |
| | (3) 要件確認申立書（様式第3号） | | | |
| | (4) 暴力団等審査情報（様式第4号） | | | |
| | (5) その他知事が必要と認める書類 | | | |

「大阪府地域生活推進事業」
事業計画書

記入日	年 月 日
1 事業者名	
法人名	
2 見積額	
金	円（消費税及び地方消費税含む）
3 事業の目的	
4 事業内容	
5 事業の運営体制及び業務計画等	

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府地域生活推進事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した	はい・いいえ

	日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住 所 _____

法人名 _____

代表者 _____

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府地域生活推進事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イ及び大阪府地域生活推進事業費補助金交付要綱第3条第2項第1号から第3号のいずれかに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住 所 _____
 法人名 _____
 代表者 _____

該当事項届出書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住 所
法人名
代表者

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
法 人 名
代 表 者

大阪府地域生活推進事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府地域生活推進事業費補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項（第1号・第2号）に定める変更を承認くださるよう地域生活推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
法 人 名
代 表 者

大阪府地域生活推進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった標記補助事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府地域生活推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業中止（廃止）年月日
- 3 事業中止（廃止）の理由
- 4 補助事業の実施の経緯

大阪府知事 様

住 所
法人名
代表者

大阪府地域生活推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった、大阪府地域生活推進事業費補助金に係る事業を完了したので、大阪府補助金交付規則第 12 条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助事業の実績
- 2 補助事業の経費の使用方法 決算書(抄本) のとおり
- 3 補助金の交付決定額 金 円
- 4 補助金の精算額 金 円
- 5 補助事業完了年月日 年 月 日
- 6 補助事業の効果

大阪府知事 様

住 所 (法人所在地)
〒

法 人 (事業者) 名

代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け障生第 号により交付決定があった大阪府地域生活推進事業費補助金について、大阪府地域生活推進事業費補助金交付要綱第9条第8号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 大阪府補助金交付規則第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 (要補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付する。